（前のページより続き）


○国土地理院組織規則の一部を改正する省令（同四五）　三五
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同四六）　三七
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（同四七）　三七
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（同四八）　三七
○気象庁組織規則の一部を改正する省令（同四九）　三八
○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（同五〇）　三九
○環境省組織規則の一部を改正する省令（環境一〇）　四〇
○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（同一一）　四〇
○防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則等の一部を改正する省令（防衛九）　四一


〔規　則〕


○会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則（会計検査院四）　四二
○人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則（人事院二―三―三四）　四二
○人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則（同二―一四―七）　四三
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一二九）　四三
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三〇―七八）　四三
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一一二）　四三
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―一二三―一〇）　四四
○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則（公正取引委一）　四四
○警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委四）　四四
○科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則の一部を改正する規則（同五）　四四


〔訓　令〕


○検察庁事務章程の一部を改正する訓令（法務一）　四四


〔告　示〕


○内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の規定に基づき、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務を定める件の一部を改正する件（内閣府四五）　四五
○沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件（同四六）　四五
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件（内閣府・財務四）　四五
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（同五）　四五
○平成二十四年度地方債同意等基準を公表する件（総務一五五）　四五
○平成二十四年度地方債計画を公表する件（同一五六）　四六
○平成二十四年度地方債充当率を公表する件（同一五七）　四六
○国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の一部を改正する件（同一五八）　四六
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（財務一三六）　四六
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（財務・農林水産七）　四六
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（財務・経済産業一）　四七
○我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針の一部を改正する告示（同二）　四七
○大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する規則（文部科学七四）　四七
○交付金事務等交付金交付規則の一部を改正する規則（文部科学・経済産業二）　四七
○電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則（同三）　四七
○広報・安全等対策交付金交付規則の一部を改正する規則（同四）　四八
○職業訓練実施計画を定める件（厚生労働三二一）　四八
○施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務（同三二二）　四八
○厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件（同三二三）　四八
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（同三二四）　四八
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件（同三二五）　四八
○平成二十四年度雇用施策実施方針の策定に関する指針（同三二六）　四八
○雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針の一部を改正する件（同三二七）　四九
○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの全部を改正する件（同三二八）　四九
○独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件（同三二九）　四九
○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第一号に規定する軽費老人ホームの設備及び運営方法に関する基準の全部を改正する件（同三三〇）　四九